# 西村あさひ法律事務所

FIDIC 契約約款のポイント(第4回) 請負者によるクレーム手続

建設 / インフラニューズレター

2023年3月30日号

執筆者:

E-mail 字野 伸太郎 E-mail 村田 智美 E-mail☑ 井浪 敏史

# 1. はじめに

本ニューズレターの本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。今回は FIDIC 契約約款上、請負業者が工期の延長や追加費用を求めるときに必要とされるクレーム手続のポイントを紹介する。

FIDIC においては、請負業者に工期延長や追加費用の請求が認められる場合、20.1 条が定めるクレーム手続を行うことが求められており、請負業者が、根拠事由の発生を認識した(し得た)ときから 28 日以内の通知を怠った場合には、これらの権利を失うとの重大な効果が定められており、注意が必要である。

## 2. クレーム手続が求められる場面

FIDIC(レッドブック 1999 年版やイエローブック 1999 年版等。以下同じ。)では、例えば以下のような事由に基づき、請負業者が工期延長や追加費用を求める場合、20.1 条の定めるクレーム手続を行うことが求められている。

- ・ 発注者から請負業者に対する工事現場へのアクセス付与が遅れたことにより必要となった工期延長・追加費用(2.1条)
- ・ 工事現場において予見不能な物理的条件に遭遇したことにより必要となった工期延長・追加費用(4.12条)
- ・ 工事現場において化石や遺跡等が発見された場合に、その対応についてエンジニアの指示に従うために必要となった工期延長・追加費用(4.24条)
- ・ 例外的に不利な環境条件、疫病や政府の対応に基づく予見不能な人員・物資の不足、発注者側に起因する工事遅延等により必要となった工期延長(8.4条)
- ・ 発注者に責任のある事象で完成試験の実施が 14 日より長く遅延したことにより必要となった工期延長・追加費用(10.3 条)
- ・ 法令の変更等により必要となった工期延長・追加費用(13.7条)
- ・ 戦争、テロ、内乱等、発注者がリスクを負う事象により工事、資材、または請負者の書類(Contractor's Documents)が滅失しまたは損傷を受けた場合に、その是正に関するエンジニアの指示に従うために必要となった工期延長・追加費用(17.4条)
- ・ 不可抗力事由(Force Majeure)により必要となった工期延長・追加費用(19.4条)

## 3. クレーム手続と懈怠の場合の効果

請負業者が工期延長や追加費用の請求を認める根拠事由があると考える場合、FIDIC20.1 条は、「the Contractor shall give notice to the Engineer, describing the event or circumstance giving rise to the claim. The notice shall be given as soon as practicable, and not later than 28 days after the Contractor became aware, or should have become aware, of the event or circumstance.」と定め、請負業者が、工期延長・追加費用の根拠となる事象・状況が生じたことを認識し、または認識し得たときから28日以内に、エンジニアに対して当該事象・状況を通知することが求められる。

28 日以内に上記通知が行われない場合、同条は、「If the Contractor fails to give notice of a claim within such period of 28 days, the Time for Completion shall not be extended, the Contractor shall not be entitled to additional payment, and the

#### NISHIMURA & ASAHI

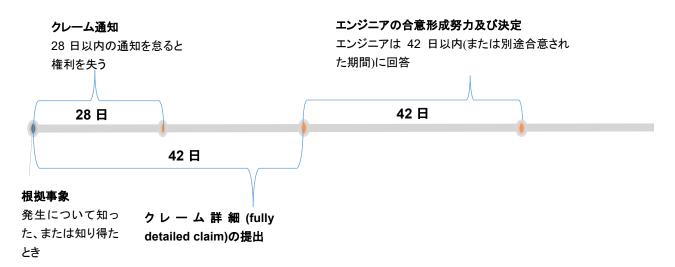
Employer shall be discharged from all liability in connection with the claim.」として、請負業者が工期延長・追加費用を請求する権利を失うことを定めている。

また、上記通知を行った後、FIDIC20.1 条は「Within 42 days after the Contractor became aware (or should have become aware) of the event or circumstance giving rise to the claim, or within such other period as may be proposed by the Contractor and approved by the Engineer, the Contractor shall send to the Engineer a fully detailed claim which includes full supporting particulars of the basis of the claim and of the extension of time and/or additional payment claimed.」と定めており、請負業者は、根拠となる事象・状況が生じたことを認識した(し得た)ときから 42 日以内に、エンジニアに対して、請求の根拠となる具体的内容を含む詳細なクレームを送付することが求められる。

請負業者が詳細なクレームを送付した後は、同条が「Within 42 days after receiving a claim or any further particulars supporting a previous claim, or within such other period as may be proposed by the Engineer and approved by the Contractor, the Engineer shall respond with approval, or with disapproval and detailed comments.」と定めるとおり、当該クレーム等の受領から 42 日以内(またはエンジニア・請負業者で合意した期間)に、エンジニアが工期延長・追加費用について承認・非承認を回答すべきものとされる。請負業者に認められる工期の延長・追加費用(請求の可否及び認められる日数・金額)の判断に当たり、エンジニアは、3.5 条(Determination)の手続に従い、請負業者・発注者と相談して両者間の合意を試みた上、合意に至らない場合にはエンジニアが判断を行う。

請負業者が詳細なクレームを期限内に送付しない場合であっても、(当初の通知要件とは異なり)請負業者が工期延長・追加費用を請求する権利を失うとの規定は存在しない。ただし、同条が「If the Contractor fails to comply with this or another Sub-Clause in relation to any claim, any extension of time and/or additional payment shall take account of the extent (if any) to which the failure has prevented or prejudiced proper investigation of the claim, unless the claim is excluded under the second paragraph of this Sub-Clause.」と定めるとおり、請負業者が同条の定める手続の履行を怠った場合(上記のとおり 28 日以内の通知を怠ったことにより失権する場合を除く)、工期延長・追加費用の決定に当たっては、当該懈怠により適切な調査が妨げられた/影響を受けた程度が考慮されることになる。

上記のとおり、FIDIC においては、請負業者に工期延長や追加費用の請求を認める根拠事由がある場合、根拠となる事象・状況が生じたことを認識した(し得た)ときから、28 日以内にエンジニアに当該事象・状況を通知すること、及び 42 日以内にエンジニアにクレームの詳細を送付することが求められる。特に、28 日以内の通知を怠った場合には、これらの権利を失うとの重大な効果が定められている。



国内の建設工事で広く用いられている民間(七会)連合協定工事請負契約約款では、工期延長や追加費用の請求について、上記のような期限を設けた通知・請求手続は設けられていない。準拠法が日本法であるような場合に、FIDIC20.1 条に基づく失権効がどこまで認められるのかといった法的解釈については、裁判例もなく、明確ではない部分があるものの、その効果の重大さに

### NISHIMURA & ASAHI

鑑みれば、請負人として、同条項に基づく手続を怠ることのないよう注意が必要と考えられる。

なお、FIDIC のレッドブック、イエローブック、及びシルバーブックの 2017 年版では、クレーム手続が非常に複雑化しているため、2017 年版を使用する場合にはより一層の注意が必要となる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。 N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。 また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑